

# 佐賀県伊万里港振興会規約

(名 称)

第1条 本会は、佐賀県伊万里港振興会（以下「振興会」という。）という。

(目 的)

第2条 振興会は、官民一体となって、輸出入貨物の集荷促進、航路の開拓・充実等、伊万里港の利用促進を図り、伊万里港の国際貿易港としての発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 輸出入貨物の集荷促進に関する事業
- (2) 航路の開拓及び充実に関する事業
- (3) その他、振興会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 振興会は、本会の目的に賛同する民間団体、企業並びに佐賀県及び伊万里市をもって構成する。

(役 員)

第5条 振興会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、佐賀県知事をもって充てる。
  - 3 副会長は、伊万里市長及び伊万里商工会議所会頭をもって充てる。
  - 4 監事は、総会に諮り、会長が委嘱する。
  - 5 監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
なお、監事が任期中に職を退任した場合は、後任の職の者が就任し、任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、振興会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計事務を監査する。  
なお、監事が任期中に職を退任した場合でも、後任の監事が就任するまでの期間は、前任者が監査する。

(参 与)

第7条 振興会に参加を置くことができる。

- 2 参加は会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 振興会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総 会)

第9条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画に関すること
  - (2) 規約の改廃に関すること
  - (3) 予算、決算に関すること
  - (4) その他、振興会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、会長が必要に応じ、召集する。
- 3 総会においては、会長が議長となる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、総会に付議すべき事項、その他振興会の運営に関する事項について審議する。

- 2 幹事は、会員の中から、会長が指名する。
- 3 幹事長は、伊万里市建設農林水産部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、佐賀県地域交流部港湾課長、伊万里市建設農林水産部伊万里湾総合開発・国道対策課長及び伊万里国際コンテナターミナル株式会社事務局長をもって充てるものとし、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、幹事長が召集し、幹事長はその議長となる。
- 6 幹事会には、必要に応じ、関係者を出席させることができるものとする。

(専門部会)

第11条 振興会の事業を専門的に調査、研究するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の部会員は、会員の中から幹事長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(会 計)

第12条 振興会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、1口につき1万円とし、会計年度ごとに会員が納入する。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 振興会の事務局は、伊万里市建設農林水産部伊万里湾総合開発・国道対策課に置く。

- 2 事務局は、振興会の庶務を行う。

(委 任)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成11年8月18日から施行する。

附 則 (平成12年4月28日)

- 1 この規約は、平成12年4月28日から施行する。
- 2 平成12年度の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、本規約改正の日から平成13年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月27日から施行する。